

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年5月7日

鹿児島県知事 塩田 康一

1. 業務概要

- 1) 業務名：令和7年度海岸保全基本計画検討業務委託（薩摩沿岸工区外）
- 2) 履行場所：鹿児島県内一円
- 3) 業務目的：本業務は、薩摩沿岸、鹿児島湾沿岸、大隅沿岸、薩南諸島沿岸（以下、「4沿岸」という。）の海岸保全基本計画について、国が定めた「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（令和2年11月）」に基づき、気候変動の影響を考慮した新たな防護水準等の検討をした上で、学識経験者の意見等を踏まえて改訂を行い、今後の事業化に向けた検討を行うものである。
- 4) 履行期限：令和8年3月19日（木）
- 5) 本業務は、競争性確保のための公募型プロポーザルで行う業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出は、次に掲げる資格を満たす単体企業であること。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
- 2) 令和6年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録を有している者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- 3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前

の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 同種又は類似業務の実績

同種業務：気候変動の影響を踏まえ、高潮、津波、侵食に対する新たな防護水準を設定した海岸保全基本計画の改訂に関する業務
類似業務：高潮浸水シミュレーションを伴う高潮浸水想定区域図作成に関する業務

4. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況等

2) 評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する適格性・実現性及び独創性、ヒアリングを通じた専門技術力の評価等

5. 手続等

1) 担当部局

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県 土木部 河川課 防災海岸係
電話 099-286-3595 (直通)
E-mail boukai@pref.kagoshima.lg.jp

2) 要請書（説明書）の交付期間、場所及び方法

鹿児島県ホームページよりダウンロードする。
交付期間は令和7年5月7日（水）8時30分から令和7年5月15日（木）17時までとする。

3) プロポーザル参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限：令和7年5月15日（木）17時まで（必着）
- ②提出場所：1) に同じ
- ③提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること。）による。なお、電子メールの容量は5MB以内とすること。

4) 技術提案書の提出期限, 場所及び方法

①提出期限：令和7年6月3日（火）17時まで（必着）

②提出場所：1) に同じ

③提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること。）による。なお，電子メールの容量は5MB以内とすること。

6. その他

- 1) 手続において使用する言語は日本語，かつ通貨は日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金：契約金額の10分の1以上の額
- 3) 契約書作成の要否：要
- 4) 関連情報を入手するための照会窓口：5. 1) に同じ。
- 5) 2. 2) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5. 3) により参加表明書を提出することができるが，その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても，技術提案書を提出するためには，技術提案書の提出の時に於いて，当該資格の認定及び支店等営業所の登録を受けていなければならない。
- 6) 詳細は要請書による。